



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

<シリーズ税制改正> 個人版事業承継税制が創設されました

先月から引き続き、税制改正についてのご紹介です。平成31年度において新たに創設された制度になります。

かねてより、高額な事業用資産を保有する個人事業者は、事業承継の際に多額の贈与税・相続税を課され、その納税のために資産を手放さざるを得なくなり、廃業を余儀なくされるケースが多数ありました。この度の改正において、青色申告会の長年の悲願であった「個人版事業承継税制」が創設されました。

◇個人版事業承継税制の概要◇

青色申告を行っていた事業者(不動産賃貸業を除く)の後継者として認定を受けた人が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの期間において生前贈与又は相続等により、「特定事業用資産」を取得した場合、以下の猶予・免除が受けられます。

① 一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額が猶予される

※一定の要件とは…(ア)事業を継続すること(イ)青色申告を行うこと(ウ)譲り受けた資産を引き続き保有することなど

② 一定の事由(後継者の死亡等)により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される

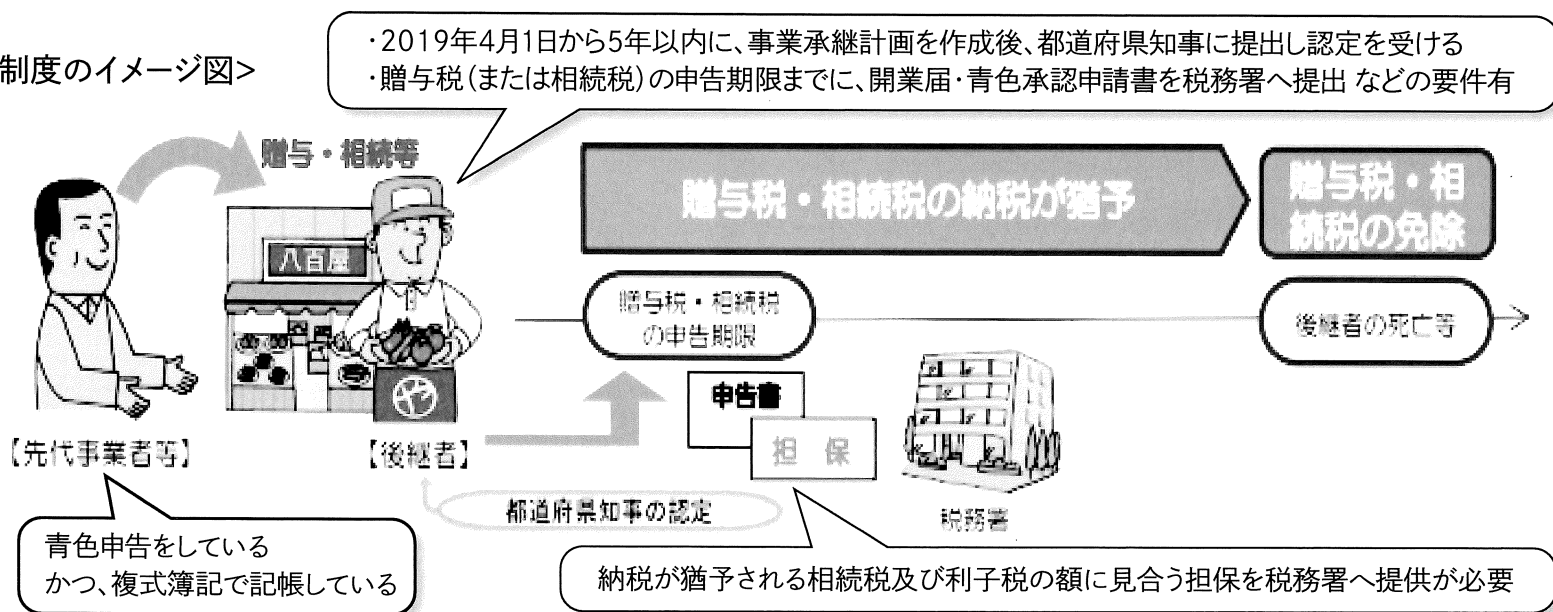
◇特定事業用資産の対象となるもの◇

先代事業者の事業用として使われていた資産であり、申告の際に貸借対照表に計上されている以下のようなものが対象となります。

- ① 土地(400㎡まで) ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ 償却資産税の課税対象とされているもの(機械・工具器具備品など)
- ④ 車両運搬具
- ⑤ その他一定のもの(乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)



<制度のイメージ図>



上記概要にも記載のあるとおり、この制度は10年間のみの特例措置となります。相続税だけではなく贈与税の猶予も対象となるため、後継者へ事業承継を考えている方は生前からきちんと準備を進めることで、税の負担なく承継できます。ただし、後継者の死亡等により納税が免除されるまでは、あくまでも納税の猶予にすぎません。途中で事業を廃止した場合には、相続税や贈与税に利子税も加算して納税しなくてはなりませんので注意が必要です。

この記事では、抜粋して概要や主な要件のみ記載しております。その他、先代事業者である贈与者・被相続人についての要件や、後継者の要件、贈与税の場合・相続税の場合で要件が異なる部分などがあります。事業承継について詳細が気になる方は、当会へご相談ください。

9/2(月)は個人事業税の第1期の納付期限です!

平成30年分の所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。なお、事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

個人事業税 第1期 納付期限	9月2日(月)
個人事業税 第2期 納付期限	12月2日(月)

※ 年税額が1万円以下の場合は、9月2日までに全額納付となります。

青色申告会の取り組み ~税制改正要望運動の歴史~

2020年で青色申告会が誕生して、何と70年になります。会員の皆さまにとって青色申告会は、記帳のお手伝いや講習会の実施などが仕事だと思われている方も多いでしょうが、全国各地の会員の要望を集約して、国に税制の改正を働きかけることも大切な仕事です。「正直にマジメに帳簿をつけても、白色申告者より税金が高くなるのはバカらしい」という会員の声をうけて、「正直者がバカをみない税制の確立」のために青色申告会の税制改正運動がはじまりました。現在でも毎年11月に、東京で税制改正要望集会を開き国会に陳情運動を行っています。

平成30年9月号の青色だよりでは、青色申告会の成り立ちをご紹介しましたが、今回は青色申告会が行った税制改正運動とその実績の一部をご紹介させていただきます。(青色だよりのバックナンバーは当会HPから閲覧いただけます)

1950年	・青色申告承認申請の受付開始(青色申告会の設立)
1952年	・専従者控除制度(配偶者を除く)の創設
1954年	・配偶者専従者に専従者控除が適用
1967年	・所得税、個人住民税、個人事業税の三税申告が一本化 ・専従者完全給与制が創設(専従者給与の限度額が撤廃)
1972年	・青色申告控除10万円が創設 ・個人事業税の事業主控除60万円に引き上げ
～ 中略 ～	
1999年	・個人事業税の事業主控除290万円に引き上げ
2004年	・青色申告特別控除55万円が65万円に引き上げ
2010年	・共同経営者の小規模企業共済制度への加入(2011年1月より) ・家族従業員のみで中小企業退職金共済への加入
2018年	・個人事業者の事業承継税制の創設



上記以外にも、個人事業主を取り巻く多くの税制改正に青色申告会会員の意見が取り入れられています。今回の会報に記事を掲載している個人事業版事業承継税制の創設も、事業承継時に納税者の負担を大幅に軽くするものです。また現在も、個人事業主に勤労性所得を認める税制の創設に向け陳情運動を行っています。青色申告会は、個人事業者の立場で税制改正要望運動を展開し続けています。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による
無料相談

8月27日(火) 15時～17時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。
※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談

8月5日(月)・22日(木)・9月2日(月)

各日 10時～12時 / 13時～16時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。
※詳細は事務局までお問い合わせください。

今月の 行事予定日	行事予定日	行事内容
	8月5日(月)・22日(木)	税務相談日
	8月9日(金)	納涼暑気払い(アサヒビール園)
	8月27日(火)	法律相談日
	9月2日(月)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
	9月2日(月)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P: http://aoiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集
後記

じめじめした梅雨が明けいよいよ夏本場となりました!

昨年の災害級とまでいわれた酷暑を考えるとこれからの季節が心配になりますね。外でのお仕事をされる方は、熱中症に十分気を付けてお仕事をしてください。

さて、先月の会報でご案内しました「納涼 暑気払いビアホール」ですが、まだまだ参加申し込み受付中です! ご参加をお待ちしております♪